

「佐世保市地域公共交通計画（旧佐世保市地域公共交通網形成計画）」の 内容変更について

1 変更理由

現在の佐世保市地域公共交通計画（以下、「現計画」という。）へ地域公共交通確保維持改善事業に関する国庫補助金等に係る運行系統等の記載がないため、国庫補助対象要件に必要となる記載事項を現計画へ追記するもの。

2 変更内容

・計画名称の変更

「佐世保市地域公共交通網形成計画」から「佐世保市地域公共交通計画」へ変更を行う。

・下記記載事項のうち、（１）から（３）を「現計画」へ追加を行う。

《国庫補助要件に関する地域公共交通計画への記載事項》

- （１）補助系統の地域公共交通における位置付け・役割
- （２）地域公共交通確保維持事業の必要性
- （３）補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- （４）地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法

※（４）については、「現計画」策定時（平成２７年６月）に「現計画」へ記載済み

・変更箇所及び変更内容については、以下のとおり

新頁	箇所	旧	新
表紙	計画名称	佐世保市地域公共交通網形成計画	佐世保市地域公共交通計画
表紙裏	変更履歴へ今回の変更内容を追記	<p>平成２８年６月 「基本方針３：利便性を維持した持続可能なバス事業を実現する」に係る検討方針及び実施時期の変更</p> <p>平成３０年１２月 ・計画期間の変更 ・基本方針１における「鉄道・バスのタイプと役割、整備の方向性」の補完的なバス路線のタイプ２とタイプ３の該当する路線の例示の変更 ・計画の目標設定値の変更 ・各施策の実施時期の変更</p>	<p>平成２８年６月 「基本方針３：利便性を維持した持続可能なバス事業を実現する」に係る検討方針及び実施時期の変更</p> <p>平成３０年１２月 ・計画期間の変更 ・基本方針１における「鉄道・バスのタイプと役割、整備の方向性」の補完的なバス路線のタイプ２とタイプ３の該当する路線の例示の変更 ・計画の目標設定値の変更 ・各施策の実施時期の変更</p> <p>令和６年６月 ・本編「５．基本方針」へ下記事項の追加 《記載事項》</p>

			<p>(3) 路線や交通結節点の位置付けと方向性</p> <p>(4) 地域公共交通確保維持事業の必要性</p> <p>(5) 地域公共交通事業及び実施主体</p>
目次	項目追加によるページ数の増	現状分析編・本編 : 92P	現状分析編・本編 : 96P
P74	(3) 路線や交通結節点の位置付けと方向性を追加	記載なし	別紙①の内容を新たに追加
P75	(4) 地域公共交通確保維持事業の必要性を追加	記載なし	別紙②の内容を新たに追加
P76 P77	(5) 地域公共交通確保維持事業及び実施主体を追加	記載なし	別紙③の内容を新たに追加